貸付自粛事務						
役員人事						
従業員人事						

（別紙４）

保有個人データの開示・訂正・利用停止等の手続き

日本貸金業協会

当協会の保有する個人データの開示・訂正・利用停止等は、次の手続きにより承ります。

１．お求めになれる人	⑴　ご本人 ⑵　代理人 □ご本人が未成年者または成年被後見人の場合の法定代理人 □開示等の求めをすることにつきご本人が委任した代理人	
２．お求めになれること	当協会の「保有個人データ」の開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去・利用目的の通知 （注１）「保有個人データ」とは、当協会が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去、第三者への提供のすべてを行うことのできる権限を有する個人データです。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの、６ヶ月以内に消去することになるものは除かれます。 （注２）法令の定めにより、お求めに応じられない場合がございます。詳しくは受付窓口にお問い合わせください。	
	来　所　の　場　合	郵　送　の　場　合
３．受付窓口（申出先）	（所在地） （電話番号）	
４．受付時間	平日（月～金）○時～○時	--------
５．お求めの方法	次のものをご用意ください。 ⑴　ご本人からのお求めの場合 ①　開示等請求書 ・　用紙は窓口に備え付けてあります。 ・　押印のための印鑑をご持参ください。 ②　本人確認資料（下記８を参照） ・　８に掲げるもののうち、写真付きのものであれば１種類、写真の付いてないものであれば２種類をご用意ください。	次のものを上記３宛にお送りください。 ⑴　ご本人からのお求めの場合 ①　開示等請求書 ・　用紙は上記３の受付窓口までお求めください。 ・　必要事項をご記入の上、印鑑登録証明書に登録している印鑑を用いて押印してください。 ②　印鑑登録証明書 ③　本人確認資料（下記８を参照） ・　８に掲げるもののうち２種類 ④　返信用封筒
	⑵　代理人による場合 ①　開示等請求書 ・　窓口に備え付けてあります。 ・　押印のための印鑑（代理人ご自身のもの）をご持参ください。 ②　開示等対象者の本人確認資料（下記８を参照） ・　８に掲げる資料のうち２種類をご用意ください。 ③　代理人の本人確認資料 ・　写真付きのものであれば１種類、写真の付いてないものであれば２種類をご用意ください。 ④　代理人の資格を証明するもの ア．本人の委任による場合 ・委任状（印鑑証明を受けた印鑑による本人の押印のあるもの） イ．未成年者または成年被後見人の法定代理人による場合 ・本人が未成年者の場合：本人の戸籍抄本 ・本人が成年被後見人の場合、または、未成年で親権者がいない場合：登記事項証明書（法務局にお問い合わせください。）	⑵　代理人による場合 ①　開示等請求書 ・　必要事項をご記入の上、印鑑登録証明書に登録している代理人の印鑑を用いて押印してください。 ②　開示等対象者の本人確認資料（下記８を参照） ③　代理人の本人確認資料（下記８を参照） ・　８に掲げる資料のうち２種類 ④　代理人の資格を証明するもの ア．本人の委任による場合：委任状（印鑑証明を受けた印鑑による本人の押印のあるもの） イ．未成年者または成年被後見人の法定代理人による場合 ・本人が未成年者の場合：本人の戸籍抄本 ・本人が成年被後見人の場合、または、未成年で親権者がいない場合：登記事項証明書（法務局にお問い合わせください。） ⑤　返信用封筒
６．手数料	ア．開示または利用目的の通知の場合：○円（実費相当額） イ．その他の場合：無料	ア．開示または利用目的の通知の場合：○円（実費相当額） イ．その他の場合：無料
７．開示等の方法	・書面（開示のお求めの場合は、個人データの内容を記したもの、その他の場合は対応の結果を記したものをお渡しします。） ・その他の方法（ご本人が同意された方法）	・書面（開示のお求めの場合は個人データの内容を記したもの、その他の場合は対応の結果を記したものを郵送いたします。） ・その他の方法（ご本人が同意された方法）
８．本人確認資料	運転免許証・パスポート・住民票・戸籍抄本・健康保険証・国民年金手帳等	・運転免許証（写）・パスポート（写）・住民票・戸籍抄本・健康保険証(写)・国民年金手帳(写)・等のうち二種類のもの

国家試験

平成22年度春期情報処理技術者試験合格者

平成22年度春期情報処理技術者試験のうち応用情報技術者試験、プロジェクトマネージャ試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、情報セキュリティスペシャリスト試験及びシステム監査技術者試験の合格者を平成22年６月25日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成22年7月28日　　経済産業大臣　直嶋　正行